

村上市立地適正化計画推進懇談会設置要綱

令和7年6月20日

告示 第 239 号

(設置)

第1条 災害に強く、少子高齢化社会に適応した持続可能な都市構造への転換を図るため、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に向け、本市が都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定に基づき作成する立地適正化計画について、各分野における有識者等との意見交換を行うことを目的として、村上市立地適正化計画推進懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 立地適正化計画及び防災指針の作成又は評価に関すること。
- (2) 立地適正化計画及び防災指針の運用に関すること。
- (3) その他、立地適正化の推進に関する必要なこと。

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体等を代表する者
 - (3) 公募による市民
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は2年以内とするが、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 懇談会には、必要に応じオブザーバーを置くことができる。

(座長)

第4条 懇談会には座長を置く。

- 2 座長は、懇談会の会務を処理し、懇談会を代表する。
- 3 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、座長が意見交換の内容に応じ、その都度必要な委員を招集する。

- 2 座長は、会議の議事を整理する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(部会の設置)

第6条 会議に、第2条に規定する所掌事項の具体的な検討及び協議のため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、座長が指名する者をもって構成する。
- 3 作業部会は、検討及び協議の結果を整理し、会議に報告するものとする。

(庶務)

第7条 懇談会に関する庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。